

第 28 回 大阪市動物愛護推進会議 議 事 録

1 日 時

平成 29 年 2 月 9 日（火）午後 2 時から午後 3 時 30 分

2 場 所

大阪市役所 地下 1 階 第 4 共通会議室
大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

岡田座長、上田委員、河中委員、竹浦委員、吉内委員
オブザーバー

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課動物愛護グループ 長谷川主査
事務局

大阪市健康局健康推進部生活衛生担当 川人担当部長

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 宮前課長

大阪市動物管理センター 堀本所長

大阪市健康推進部保健主幹兼動物管理センター 寺西保健主幹

大阪市動物管理センター分室 森河内保健主幹

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 栗山担当係長、中本担当係長、中川

大阪市動物管理センター 松尾

4 議 題

(1) 大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議の今後の
あり方について〔資料 1〕

(2) 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の実施について〔資料 2〕

(3) 平成 27 年度大阪市動物愛護推進員研修会の実施結果と平成 28 年度大阪市動
物愛護推進員研修会の開催について〔資料 3〕

(4) 学校園飼育動物についての相談対応について〔資料 4〕

(5) 所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果について〔資料 5〕

(6) 大阪市動物愛護推進会議委員の任期満了に伴う次期委員の選任について

(7) 動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について

5 配布資料

次第

配席図

委員名簿

資料 1 - 1 : 府市関連項目について（抜粋）

資料 1 - 2 : 今後の動物愛護管理推進体制の案

- 資料 2 - 1 : 動物愛護推進員用啓発ビラ
- 資料 2 - 2 : 所有者不明猫適正管理推進事業パネル周知資料
- 資料 3 : 平成 27 年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果と平成 28 年度大阪市動物愛護推進員研修開催通知
- 資料 4 - 1 : 学校飼育動物についての相談対応フロー
- 資料 4 - 2 : 学校飼育動物についての相談対応フロー（平成 22 年版・参考）
- 資料 5 - 1 : 平成 28 年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート
- 資料 5 - 2 : 平成 28 年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果
- 資料 5 - 3 : アンケート集計結果 問 1 詳細
- 資料 5 - 4 : 平成 27 年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果（参考）

6 議 事

【事務局（中川）】

定刻となりましたので、ただ今から第 28 回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、何かとお忙しいなか、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人から御挨拶を申し上げます。

【事務局（川人）】

大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人でございます。

本日は、委員の皆様方には御多用中のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本市動物愛護管理行政に、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省の基本指針に基づき、平成 20 年度に大阪府動物愛護管理推進計画が策定され、動物の愛護及び管理の普及啓発、動物の適正な飼養の啓発、返還及び譲渡等の業務改善などを推し進めることとしており、犬猫の引取り数の削減や返還譲渡率の向上について目標値が設定されました。平成 25 年度には計画が改定され、目標値も引き上げられました。本市においても、もっとも引き取りが多い所有者不明の子猫の引き取りを減らすために、平成 22 年度から所有者不明猫適正管理推進事業、いわゆる地域猫と呼ばれている事業をはじめなど、動物愛護管理施策を推し進め、また、平成 25 年度に動物愛護に関する寄付金の募集を始める等、不妊手術の頭数を拡大してきており、犬猫の引取り数を年々削減しておします。また、その他施策なども通して返還譲渡率も向上しており、平成 35 年度までに達成すべく目標値について、現状において概ね達成してきております。

そういった状況ではありますが、大阪市の市会におきましても、市議会議員から動物愛護管理施策に関する質問が相次ぐなど、動物に関する関心が高まり

をみせており、さらなる要望が強まってきております。今後も、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、動物愛護管理施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

本会議につきましては、3月末をもちまして委員の皆様の任期が満了となります。この間、皆様におかれましては、本市動物愛護管理行政に対する御指導、御助言を賜り、誠にありがとうございました。特に岡田座長、上田委員、河中委員の御三方につきましては、2期4年間の長きにわたりご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

また、竹浦委員、吉内委員の御二方につきましては、来期も引続き委員を御引き受けいただけると聞いております。この場をおかりして厚く御礼申し上げます。

今回の会議は、前回から期間が開いており、久々の開催となりますが、皆様からの忌憚のない御意見を頂戴し、今後に向けての多い会議となりますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

【事務局（中川）】

今回の会議につきましては、今年度第1回目の開催となりますので、改めて会議の委員の方々を御紹介させていただきます。

お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

公益社団法人 日本愛玩動物協会 大阪府支所の上田委員でございます。

公立大学法人 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科の岡田委員でございます。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部の河中委員でございます。

公益社団法人 日本動物病院協会の竹浦委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会の吉内委員でございます。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の川人でございます。生活衛生課長の宮前でございます。

動物管理センター所長の堀本でございます。

健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の寺西でございます。

動物管理センター分室 保健主幹の森河内でございます。

生活衛生課担当係長の栗山でございます。

生活衛生課担当係長の中本でございます。

動物管理センター 係員の松尾でございます。

また、本日の会議につきましては、オブザーバーとして大阪府のご担当者に

もご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。大阪府環境農
林水産部動物愛護畜産課の長谷川主査でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただいております生活衛生
課の中川でございます。

本日の出席者は以上でございます。

川人部長におきましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここ
で退席させていただきます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、
本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。
傍聴者につきましては、現在のところ1名となっております。

それでは、本日お配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、第28回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議
委員名簿をそれぞれお配りしています。

また、資料として

資料1 - 1：府市関連項目について（抜粋）

資料1 - 2：今後の動物愛護管理推進体制の案

資料2 - 1：動物愛護推進員用啓発ビラ

資料2 - 2：所有者不明猫適正管理推進事業パネル周知資料

資料3：平成27年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果と平成28年
度大阪市動物愛護推進員研修開催通知

資料4 - 1：学校飼育動物についての相談対応フロー

資料4 - 2：学校飼育動物についての相談対応フロー（平成22年版・参考）

資料5 - 1：平成28年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート

資料5 - 2：平成28年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果

資料5 - 3：アンケート集計結果 問1詳細

資料5 - 4：平成27年度所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果
（参考）

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ござ
いましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ってまいります。

岡田座長、以後の議事の進行をお願いいたします。

【岡田座長】

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題1の「大阪市動物愛護推進会議のあり方について」、事務局から説明を

お願いします。

【事務局（中本）】

議題1「大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議の今後のあり方について」、事務局から説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

大阪府市統合本部では、大都市制度の検討や広域行政・二重行政の仕分けを行い、B項目「類似・重複している行政サービス」として大阪府犬管理指導所と大阪市動物管理センターが挙げられました。その関連項目として、大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議については府市連携が可能な事業の一つとして合同開催に取り組み、最終的には一本化するという方向で検討しておりました。

しかし、大阪府動物愛護推進協議会に参加している自治体には様々な考えがあり、あらためて方向性を整理するという事で前回の会議で説明させていただきました。

資料1-2をご覧ください。

大阪府としては、他の都道府県での協議会の状況を参考にしつつ、協議会のあり方を整理し、大阪府動物愛護推進協議会は府域全域に関する事を協議する場とし、政令市、中核市、権限移譲市ではそれぞれの地域に関する事を協議会で協議し、動物愛護連絡調整会議を新たに設け、お互いの連絡調整を図るという体制構築を目指すということです。

大阪市といたしましては、お互いの協議会にオブザーバー参加して協議内容の共有はできており、いままでどおり大阪市動物愛護推進会議を開催して市域に関する事を協議し、新たな体制が構築された際には、連絡調整会議に参加してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【岡田座長】

お伺いしますが、大阪府の担当職員がオブザーバーで参加されているとのことですが、大阪市の担当職員も同様に参加されているのでしょうか。

【事務局（中本）】

大阪府動物愛護推進協議会へオブザーバーとして参加しております。

【岡田座長】

資料1-2の下にある部分の会議については、いままでとは別に、これからやっていくということなのでしょうか。

【事務局（中本）】

そういうことになります。

【岡田座長】

わかりました。

【事務局（中本）】

大阪府動物愛護推進協議会は、政令市である大阪市と堺市の担当職員がオブザーバーとして参加しております。平成 29 年度以降は、資料 1-2 のとおり、新たな枠組みにより調整してということを目指していきたいと思えます。

【岡田座長】

わかりました。他に何か御意見ございませんか。

【岡田座長】

では御質問がないようですので、議題 2「動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の実施について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題 2「動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発の実施について」、事務局から説明させていただきます。

本市では、従来から動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発をリーフレット、ポスター、広報誌、ホームページ等で実施しておりますが、今後は、さらなる普及啓発効果が期待できるツイッターなど SNS（ソーシャルネットワークシステム）を活用していくことを検討しています。また、犬猫の譲渡会や、ふれあい事業の実施につきましても、SNS の活用を検討しております。

活用方法といたしましては、SNS では短い文章で周知し、詳細について記したホームページへ誘導するといった方法になると考えております。

ホームページの内容につきましては、いままでは本市の引取り・収容数や殺処分数などについてはあまり積極的にはお示ししておりませんでした。具体的な情報についても広く示して啓発した方が、市民意識のさらなる向上が期待できるのではないかとのお考えから、今後はより詳細な統計データについてもお示しするというを考えております。

資料 2 - 1 は、動物愛護推進員に配布し、動物愛護に関する普及啓発用の資料として活用していただいているビラです。

現在、動物愛護推進員は 31 名を任命しており、本市が行う動物の愛護と適正な飼養と愛護の推進のため御協力いただいております。現在活用いただいているビラは、平成 25 年に推進会議で委員の皆様にご意見を頂戴しながら作成したものです。ホームページの内容を改めるのに合わせ、ビラの内容も修正したいと考えております。

資料 2 - 2 は、所有者不明猫適正管理推進事業を周知するため作成したパネルの原稿です。区民祭りや動物愛護フェスティバルなどで掲示して活用しておりますが、いままでの実績が具体的に示されていて理解がしやすいとの意見を頂いております。そこで、表面の右下に書かれているのが、昨年までの実績になりますけど、この制度で実際 2367 匹手術しました。あるいは裏面の右上になりますけど、しない 147 地域で今までに 233 回実施しました。と具体的な数字が示されております。

ビラに、このパネルのように記せるかはわかりませんが、推進員の皆様がより活用しやすい内容にできればと考えております。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【河中委員】

資料2-2の資料の原本はどこかでいただけるのでしょうか。

【事務局（中本）】

これはパネル用に作成したものですので、リーフレットとしての配布や、データの提供はしておりませんが、御希望であれば提供します。

【河中委員】

こういった具体的な数字があるほうが分かってもらいやすいし、一番新しい数字が入っているものが欲しい。

【事務局（中本）】

結構大きな実績になっており、この実績がある程度の説得力があると考え、事業説明パネル用に作成しました。モノクロになりますが、印刷したものを提供しますので御活用ください。

【河中委員】

よろしくをお願いします。

【岡田座長】

他に何か御質問ございますか。

【河中委員】

資料2-1について、下の方に「ご存知ですか？『動物愛護推進委員』」って書かれているんですが、これ本当に知らない方が多いと思います。それに活動もほとんどしてないんじゃないですか。だから、そのもっと活用してもらわなければと思っているんです。みんな、「えっ！そんなあったの。全然知らんわ」って言っていてね。でも、自分たちで自慢するようなことでもないじゃないですか。だからどうしてもっと役割を担っていけるのかなと思っているんですが。

【事務局（中本）】

長年、考察されている事ではあるんですが。

【河中委員】

大阪府では、毎年アンケートをとったりしてます。他は、どう活用されているか知りません。他府県とかはどうなんですか。有効に活用されている所とかないですか。

【事務局（中本）】

環境省も同じような事を言っています。全国的に、動物愛護推進委員があまり有効に活用されていないよだということを書いていたので、うまく活用できていない自治体が多いのかなと感じています。

【河中委員】

我々も、この推進員証をいつ使うのかなと思いながら持っています。

【事務局（中本）】

例えば、災害時などに指導役などとして活躍していただければとは考えています。災害時には、避難所等に避難されている方々は、見知らぬ者に対する警戒心が上がっており、手助けしようとする方が入って行っても、怪しまれることが多いようです。そういった場合に身分証があれば、怪しい存在ではないと思ってもらえるようです。

【河中委員】

それでは、そういった場合に備えて訓練も必要になってくるということですね。

【事務局（中本）】

実はまだ、災害時の体制の構築と言うのが完全には整ってはおらず、訓練という段階にはなっていません。

【河中委員】

そうですね。

【事務局（中本）】

考えないといけないことではあるのですが。

【岡田座長】

今後の課題と言う事で。他に何か御質問はございますでしょうか。

【岡田座長】

これ以上の御意見がないようですので、次の議題「平成27年度 大阪市動物愛護推進員研修会」の実施結果と、「平成28年度 大阪市動物愛護推進員研修会」の開催について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

議題3について、資料3をご覧ください。

平成27年度 大阪市動物愛護推進員研修会は、平成28年3月17日(木)午後2時から、大阪市役所地下1階第11共通会議室において、府市合同で「平成27年度大阪府・大阪市動物愛護推進員研修会」として実施いたしました。

内容としましては、「所有者不明猫適正管理推進事業について」本市動物愛護管理センター分室の中込が講演しました。

また、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課動物愛護グループ黒岩副主査から、「大阪府動物愛護推進員活動のあり方について」お話しいただきました。府市合わせて35名、本市は13名の推進員が出席いたしました。

資料3裏面は今年度の推進員研修通知で、今年度も府市合同で実施し、平成29年3月14日に開催することについて、推進員の皆様へはすでにお知らせいたしました。

内容といたしましては「おおさか動物愛護アクションプラン」について、大阪府の田中推進総括にお話しいただく予定です。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【岡田座長】

御質問がないようですので、次の議題「学校飼育動物についての相談対応」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

まず、資料4-1をご覧ください。

「学校園飼育動物についての相談対応」について、前回の本会議において修正及び再周知について御了解を得て、内容を修正し、今年度にあらためて各局へ周知依頼をしました。

資料4-2は、平成22年に作成したのですが、最近はこのお知らせを見て、この対応はまだしているのかという問い合わせが時々あったこと、各団体の名称に変更があったことなどから、再周知をするということにいたしました。

再周知を依頼する際に、現在どれくらいの学校園で動物が飼育されているのかをこども青少年局さんに聞いてみたのですが、約20校の小学校でウサギやニワトリなどが飼われているということですが、年々減ってきているようです。

今年度は、お問合せ無かったのですが、昨年度お問い合わせのあった小学校2校はすでにリストから外れていましたので、もういないのかなといったところで、どんどん減っていったのかなといった現状です。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【吉内委員】

全市で飼育されているのが20校くらいの数と言う事ですが、もともとの学校の数ってどれくらいなのですか？

【事務局（中本）】

500校くらいのようです。

【吉内委員】

500分の20校ってことですか。

【事務局（中本）】

そうですね。約1年前、教育委員会内での平成27年度末の調査で20校であるということです。

【上田委員】

方針として減らしていったのですか。

【事務局（中本）】

おそらく、去年も若干お話ししましたが、学校の予算では餌代や治療代など

の飼育費用が出せないようです。例えば檻が壊れた場合、どう修理するのかといったことになったりするので、今いる動物をどうこうするわけにはいかないとは思いますが、新たに飼うということにはなかなかかなりにくいのかなとも思います。その結果がこういう現状に繋がっているのかなと思っています。

【岡田座長】

学校で飼育動物がいなくなっていることについて、大阪市なり教育委員としてはどのように考えているんですか。それはしょうがないと思っているんですか。動物愛護の教育っていうのを小さいうちからちゃんとやっていかないとけないという流れの中で、飼育動物が減っているという事は、学校として大変なんではしょうけど、どのように考えておられるんですかね。

【事務局（中本）】

具体的な内容は伺っていませんが、授業での教育と言うのは実施しているとは聞いていますので、実際に動物とふれあうことはない形で実施しているのかなとは思いますが。

【岡田座長】

これは予算的な面もあるし、世話する問題もあるし、誰が責任取るかという問題もあるので難しいところですよ。

【上田委員】

難しい問題ですね。情操教育という面で、飼育動物がいるのは良いのかなと思う所はありますが、学校で飼う必要があるのかなとも思います。10年くらい前の話になりますが、府下の小学校校庭にある飼育場でウサギが飼われていたんですけど、飼育している数を把握できていないんです。ミドリガメの大きくなったもの、いわゆるミシシippアカミミガメと一緒に飼っていたんですけど、ウサギが子供を産んだらカメが食べに行くというような状態でした。あんな飼いは決して良いとは言えないな。というような飼い方でした。個別に飼うとしても、ケージでの飼い方を知っておく必要があります。違うやり方で子供たちが動物たちの事を学ぶ機会を与えるほうが、始終学校で飼うより良いかもしれないと思います。

【河中委員】

小学校でウサギが飼われていて、子供たちも抱き方とかもあんまり教わってなくて、結果的にウサギが傷ついてしまうことがあって、それで動かなくなっていたりとかしていることがあります。網の中の動物なんか動物園とかと同じで、必要ないかなと思います。

【岡田座長】

わかりました。それでは、次の議題「所有者不明猫適正管理推進事業アンケート結果」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

今年度も、所有者不明猫適正管理推進事業を実施した地域にアンケートの協力をしていただきました。

資料5 - 1がアンケートです。

問1といたしましては、事業実施前と比較して変化があったかどうかについて、問2では事業に対する意見及び感想という項目を設けております。

資料5 - 1裏面は昨年度のアンケートです。

昨年度の本会議で、問2の「事業の効果について」という聞き方では答えにくいのではないかと御意見と、選択肢を増やした方が良いのではないという御意見をいただき、設問及び回答部分について再検討しましたので、今年度の内容は昨年度までとは若干異なっております。

資料5 - 2がアンケート集計結果です。

資料5 - 3はアンケート集計結果、問1の詳細です。

資料5 - 4は昨年度のアンケート結果です。

昨年度の本事業による不妊措置は546頭と過去最高の実施となりました。

アンケートは平成28年10月から12月に実施し、平成27年度に事業実施した地域を中心に御協力いただきました。

結果を見ますと、問1(1)～(5)の生活環境被害にかかる具体的な事象について、減った・少し減ったが半数以上を占めております。特に、鳴き声の被害が減ったというのは80%を越える結果になりました。

問1(6)の地域のコミュニケーションにつきましては、とりやすくなったという意見は多いものの、変わらないというのが50%を超えており、例年と同様の結果となっております。

問1(7)の地域の生活環境の変化については、60%以上の方々に良くなった・少し良くなったとお答えをいただいております。

いずれの項目についても、悪くなったというお答えは5%未満という結果になりました。

問2は事業に対する意見感想の自由記述であり、好意的な意見、否定的な意見及びその他の意見に分類して抜粋しました。

記述意見の大半は好意的な意見で、195件でした。

猫が減った、鳴き声が減った等の被害軽減の内容が多く、猫を見る目が変わったという意見も多くありました。また、周知効果によるところと思われそうですが、猫を見かけたとき、まず耳を見るようになったという意見も多くありました。

否定的な意見は34件でした。

無責任な給餌がまだ存在する、被害が軽減されていないという意見が多く、事業実施で変化が感じられない事に対する不満の意見が多くありました。

その他の意見は29件でした。

活動を知らない方が多いという意見がありました。また、飼い猫の管理に対する意見も複数ありました。

所有者不明猫適正管理推進事業目的の一つは、所有者不明猫による生活環境被害の軽減であり、今年度のアンケート結果からも、事業が良好に遂行できていることが分かります。

この議題については以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はござい

ませんでしょうか。

【上田委員】

好意的な意見が出ているようなので、これを持って多少予算を余分にとってくるなんてことは可能なんではないでしょうか。

【事務局（中本）】

実施匹数拡充のために寄附金をいただいていることもあり、難しいかなと思います。

もともと予算で行っているのは300頭分です。平成27年度の546頭のうち、246匹分は寄附金を充当しているということになります。幸い、多くの寄附金をいただいておりますので、十分に充当することができています。

【上田委員】

そこに甘えずに、予算も増えれば更にプラスになるじゃないですか。そういう努力もしてもらいたいと思います。

【事務局（中本）】

可能であればとしかお答えが出来ません。

【岡田座長】

他に何か御意見ございませんか。

【河中委員】

否定的な意見に関して、ほとんどが餌やりに対する意見だと思うんですけど、街ねこをする時に、餌は片づけましょう、掃除もしましょうっていうのも条件になってるじゃないですか。そういった事をしっかりとしない人がいるってことなんではないでしょうか。

【事務局（中本）】

アンケートに書いている内容だけでは分からないですが、いわゆる街ねこのメンバーに入っていない人が給餌していることもあるでしょうし、事業内容について理解をしていない住民もいるんじゃないかなと思います。事業への理解不足から、活動している人に向けられた誤解というものもあるんじゃないかなと思います。街ねこ事業では、実施する地域内で事前周知することを徹底していただいているんですが、最近、町会の組織率というものが多少下がって来ているのもあって、町会を通じた周知では不十分な部分もあるのかなとは感じています。

【河中委員】

それはあると思います。

【事務局（中本）】

なので、現場での周知として回覧はもちろんです。出来れば町会の掲示板とかに掲示してもらおうことも必要なんだろうなとは思っています。また、我々がこの事業自体をもっと市民に伝えていくことも必要だとは考えています。

【河中委員】

前に、街ねこ事業をする時に、町会長が頑固な人で、「訳分からへん」と言っていて、大阪市に「説得に来て欲しい」とお願いしたことがあったと思うんですけど、そういった事ってどうなんですか。

【事務局（中本）】

事業の説明のためということで出向くことはしますが、申し訳ありませんが説得まではしません。

【河中委員】

どこまでならやってくれるんですか。

【事務局（中本）】

もちろん町会の集まり、具体的な話をすると、休日に集まることが多いとは思いますが、御希望があればそういう集まりに担当職員が出向いて、事業の内容を正しく理解していただくための説明をします。その場で御質問などがあれば対応もしますが、「それでもやりたくない。」とおっしゃる方を説得まではしません。

【河中委員】

私も町会の集まりに行かせていただくことはあるんですが、なかなかうまく事業の説明ができません。そういう時には来て下さるってことなんですよ。

【事務局（中本）】

もちろん説明には行きます。帰れと言われたこともあります。事業を理解してもらうために頑張って説明します。ただ、申し訳ないですが説得まではできません。

【河中委員】

説明には来てくれるんですね。

【事務局（中本）】

説明には行きます。

【岡田座長】

他に何かございませんか。

【河中委員】

この事業をやって、5年くらいたったら効果が目に見えてくるじゃないですか。私の所も何10匹とか手術して3匹とかになっている所とかあるんですよ。だから5年くらいたって、もう一回アンケートとったらどうですか。

【事務局（中本）】

そうですね。

【河中委員】

今になって、やっと分かったって言う人が結構いますよ。

【事務局（中本）】

その地域には、まだ手術してない猫っていないんですか。

【河中委員】

そこにはもういないです。今はいないけど、女の子（雌猫）がいたらまた入ってきますよね。

【事務局（中本）】

もし、まだ手術してない猫がいるなら、再度申請するということも検討してみてください。実施の際にもう一回周知していただくことにもなります。実は、この事業は、1回指定した地域は申請できないという事で実施していたんですが、平成25年度から再度の申請ができるようになりましたので御検討ください。

【河中委員】

そうなんですか、分かりました。聞いてみます。

【岡田座長】

他に御質問はございますか。これ以上の御質問がないようですので、次の議題、「大阪市動物愛護推進会議委員の任期満了に伴う次期委員の選任について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

では、事務局から説明させていただきます。資料はございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

本会議委員の皆様におかれましては、平成27年に委員として委嘱させていただいておりますが、本年3月31日で2年間の任期を満了されます。

本市が定めております、「審議会等の設置及び運営に関する指針」におきまして、委員の選任につきましては、在任期間が4年を超えない又は再任1回までとされています。

そのため、上田委員、岡田委員、河中委員におかれましては、2期目の任期を満了され、退任されることとなります。退任されます委員の皆様方におかれましては、4年間の長きにわたり、本市への御指導と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

後任の委員につきましては、公立大学法人大阪府立大学、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人愛玩動物協会から推薦をいただき、委嘱を行う予定としております。

吉内委員と竹浦委員につきましては、次期2年間についても、引き続き委員をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【岡田座長】

ただいまの説明について何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【上田委員】

意見ではないのですが、最後なのでお願いを言わせていただきます。ペット動物の愛護と言うのは、動物取扱業者も含めて、動物の飼育者が正しい知識を持ち、生命を預かる責任を持つことから始まると思います。過度に擬人化せず、動物の生態や習性、また個性を理解し、個々の動物にとって快適で幸せな暮らしを与え、その天寿を全うするまで終生飼育することが大切だと考えます。一般にペットと言うと犬、猫を対象とした施策が話題となりますが、大阪市では、動物取扱責任者講習会において、犬猫以外の動物を対象とした講習会を設けられました。今後のこの会議においても他の小動物や鳥類を含め全てのペットの愛護を意識した議論をお願いしたいと思います。ぜひ、大阪が動物愛護の先進都市となれるよう、正しい情報発信や飼い主教育の場をご提供いただけるようお願い致します。以上を最後のお願いとしたいと思います。

【岡田座長】

こういうことでも良いんですが、ほかに何かございますか。

【河中委員】

いつも個人的なお願いしてばかりで申し訳ございませんでした。

【岡田座長】

それでは、次の議題「大阪市動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（中本）】

「動物愛護推進員の任期満了に伴う次期推進員の選任について」、事務局から説明させていただきます。

こちら資料はございませんが、本市動物愛護推進員につきましては、平成27年から任期を2年間として委嘱させていただいておりますが、本年3月31日で任期満了となります。

現在、推進員の人数につきましては、（公社）大阪市獣医師会20名、（公社）日本愛玩動物協会大阪府支部2名、（公社）日本動物病院協会4名、（公社）日本動物福祉協会南大阪支部5名、以上31名となっておりますが、次期推進員につきましても、本会議構成団体から同程度の人数の推進員を推薦していただき、委嘱させていただく予定としております。

【岡田座長】

ただいまの説明について何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

【河中委員】

先ほども申し上げたが、具体的に推進委員のあり方って言うのが分からない。次の任期中には何かやりがいのある事が出来たら良いなと思う。

【事務局（中本）】

議題2でお話しさせていただいたビラなんですけど、これをリニューアルし、リニューアルしたホームページへ誘導できるようにしたいと考えています。ホームページについては、一部指摘もあったのですが、処分数を含めて示そうかと検討しております。どういう形になるか分からないのですが、他都市と比べて大阪市が、多いのか少ないのかということも市民の方々は御存じない方も多いのかなと感じてまして、我々は当然知っているんですが、それを踏まえた上での啓発の方が効果が上がるんじゃないか、市民意識は上がるんじゃないのかという意見があり、そういった形にしていこうと検討しています。最近はスマホでピッと読みこんだら直ぐにホームページを見るとか簡単にできますので、先ほどのビラにQRコードを付けてはどうかなと思っています。ビラで伝わる部分というのはいっぱいあるんですが、文字では伝わりにくい部分というのもあると思うので、表とかグラフとかが載っている所に誘導していける形にしていけば、訴える効果は上がると思います。ビラを使ってそういう事をお伝えしていってもらって、伝道者的な役割ってのがまずはあるのかなと思っています。

【河中委員】

その QR コードとかが入ったビラっていうのはいつくらいに出来あがるものですか。

【事務局（中本）】

ホームページの方がまだ出来あがっておりませんので、ホームページは出来れば今年度いっぱい、残り 2 ヶ月弱の間に作ってしまいたいと思っています。その後、来年度のうちには何とかビラを作成して、新たに委員になった方にお渡ししたいなどは考えています。

【岡田座長】

今の事について、少しお伺いしたいんですが、推進委員の方が活動しづらいつて状況にあるってことなんですか。

【上田委員】

何をしたら良いかわからない。

【河中委員】

何をしたら良いかわからないし、何も期待されていないと感じている。

【上田委員】

推進委員の役割ってものをみんなに良く知らせて欲しい。

【河中委員】

うちの会で推進委員をしている人もこんなんで良かったのかなみたいになるんです。

【上田委員】

やりがいを感じられないっていうのは聞きましたね。任命されたけれど何もない。勉強会の時だけ行って、それだけ。そういうような話は聞いたことがありますね。

多分、具体的に何かしたいんでしょうね。

【河中委員】

何かしたいんです。

【上田委員】

具体的にしたいんですが、やれることが、何があるんかなってことなんですよ。

【事務局（中本）】

4 つ目の議題であった学校飼育動物の相談というのも推進委員の皆様にはお願いしているので、ちょっと最近、相談は減ってきてはいるんですけども、今回改めて周知したので、相談が増えればなと思っています。

【河中委員】

20 校なんでね。

【事務局（中本）】

20 校なので母数があまりにも少ないですが、これも推進委員の方々に限って対応をお願いしていることではあります。

【河中委員】

今持っている資料は配ってもいいんですか。

【事務局（中本）】

構いません。特に内容は変わっておりませんので。

【河中委員】

分かりました。

【岡田座長】

その他、御意見等ありませんか。

【河中委員】

以前に多頭飼育の届け出を大阪府に提出したんですが、あれって現状どうなっているんですか。

【岡田座長】

そういう情報は何かありますか。

【河中委員】

10頭以上の届け出を出したじゃないですか。それから一回伺います、家に行きますっていう連絡が来たきり、なんの連絡もないから、今どうなっているのかなと思って。

【オブザーバー 長谷川主査】

問題がある所、苦情が出ているような所から先に調査に行っています。

【河中委員】

そんなに届出を出す人いないでしょう。

【オブザーバー 長谷川主査】

制度が出来たすぐの時は結構出されて、調査に回ったんですが、最近は少ない。何かあって我々が立ち入りした時に多頭飼育の現状が分かるってことがあります。また順番に調査に行かせてもらいます。

【河中委員】

いや、いいです。どうなってるのか気になっただけです。

【岡田座長】

それではこの話題は以上ことで。

【河中委員】

多頭飼育の案件は、大阪市も大阪府も結構あるんですか。

【事務局（中本）】

聞いている案件はそんなに多くはないです。苦情になれば当然、それぞれ行って指導はさせていただいています。

【岡田座長】

他に何かございませんか。

【上田委員】

最後に、ヨウムが付属書 に入って、この1月から届出が出来たので、もし譲渡の可能性とかがあれば、登録しとくべきだと思うんですね。証明が出来なくなっているからでは厳しいので。そのへんの広報とかは何かされてますか。他の鳥と違ってヨウム辺りは、割合飼われている鳥ですし、長生きしますので普通の家庭で飼われていても誰かに譲り渡すって可能性があるんですね。ただ、譲り渡す時に、今ちゃんと証明をしておかなければ、いざ譲り渡す時にそんな書類は無いよ、昔から飼ってた証明は出来ないよって事になるので、一度大阪市の方にもお電話させてもらったんですけど、本来は昨年間に健康診断を受けておくとかすれば、飼っていたという証明にもなるので、それが有効であったんですけど、今となってはそれは無理なんですけど、例えば販売時の書類があるとかが買った場所で何らかの書類があればそれを頂くとか、早めに届出を出

しておかれた方が良いと思うんですよ。業者だけが必要なんじゃないし、あの辺の動物となると一般の家庭に飼われていて譲渡になる可能性が高い動物だと思いますので、ちょっとその辺りも御検討いただければと思います。何らかの方法で広報なりしていただけたらなと思います。

【事務局（中本）】

たぶん多いですね。それに何10年も生きますね。

【上田委員】

そうです。それについて最近までは何の規制もなしに売買されていた鳥なんです。それがここにきて急ですからね。噂によると中国の爆買の影響なんです。

【事務局（中本）】

失礼ですが、何の付属書ですか。

【上田委員】

ワシントン条約です。

【事務局（中本）】

そういうことなら、国内での取り引きにかかってくるのは「種の保存法」ですね。

【上田委員】

そうです。「種の保存法」にも入ってまして、環境省の方からも出ています。今、なんていう団体でしたっけ、その届け出を受け付けている団体があるじゃないですか。

【事務局（中本）】

「種の保存法」にかかる登録の団体ですか。

【上田委員】

なんという名前か忘れましたが、そこに出しておく届け出が出来るんです。公益法人だったと思います。調べてもらえれば分かると思います。大阪だけでも広報してもらいたい。大阪がきっかけで全国に知らせていってもらいたい。お店をやってて鳥を扱っている所であればたぶん知っていると思うんですけど、なかなか知られていない。あれぐらいの鳥になりますと、一度や二度は獣医さんが診察はしていなくても見た事あるとかで証明してあげれば、安心して飼えるよと言う事になりますので。

【事務局（中本）】

いわゆる猶予期間と言うのはもう過ぎてしまったという事なんですか。

【上田委員】

猶予期間については、まだ大丈夫かとは思いますが。1月から登録が始まっています。

【事務局（中本）】

それであれば、半年なり1年なりは猶予期間でいけるということでしょうか。

【上田委員】

いけると思います。その辺は詳しくは調べてないです。出来れば何かしら、それこそホームページでも周知してあげていただければ良いと思います。それと、取扱業の営業者の方に再度お願いして、自分のところのお客さんでヨウムを飼っている人がいたら教えてあげて欲しいというようなことを指導して

あげていただけたらなと思うんです。

【事務局（中本）】

検討させていただきます。

【岡田座長】

その他、御意見等ありませんか。

他になければ、本日の議題は7題と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（中川）】

岡田座長、どうもありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ございませんでしょうか。

以上何も無いようですので、第28回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。